

参議院建設委員会會議録第十四号

昭和三十一年三月十三日(火曜日)午前
十時五十一分開会

委員の異動

三月八日委員斎藤昇君辞任につき、その補欠として小幡治和君を議長において指名した。

三月九日委員北勝太郎君辞任につき、その補欠として館哲二君を議長において指名した。

三月十日委員小幡治和君及び館哲二君辞任につき、その補欠として斎藤昇君及び北勝太郎君を議長において指名した。

三月十二日委員石井桂君辞任につき、その補欠として泉山三六君を議長において指名した。

本日委員斎藤昇君及び泉山三六君辞任につき、その補欠として鶴見祐輔君及び石井桂君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 赤木 正雄君
理事 石井 桂君
委員 石川 榮一君
伊能繁次郎君
入交 太蔵君
鶴見 祐輔君
西岡 ハル君
武藤 常介君
田中 一君
永井純一郎君
北勝太郎君
村上 義一君

衆議院議員

小澤佐重喜君

政府委員

建設政務次官 堀川 恭平君
建設省住宅局長 鎌田 隆男君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○連合審査会開会の件

○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(並木正雄君) ただいまから委員会を開会いたします。

委員変更の件を御報告を申し上げます。

三月八日斎藤昇君が辞任せられ、その補欠として小幡治和君が指名せられ、三月九日北勝太郎君が辞任せられ、その補欠として館哲二君が指名せられ、三月十日小幡治和君及び館哲二君が再び辞任せられ、それぞれその補欠として斎藤昇君及び北勝太郎君が指名せられ、三月十二日石井桂君が辞任せられ、その補欠として泉山三六君が指名せられ、本日泉山三六君が辞任せられ、その補欠として石井桂君が指名せられ、また斎藤昇君が辞任せられ、その補欠として鶴見祐輔君が指名せられました。

○委員長(赤木正雄君) お諮りいたします。委員変更に伴い、理事一名が欠員になっております。この際理事補欠互選を行いたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

つきましては、この補欠互選の方法は、成規の手続を省略して、委員長の指名によることに御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないことを認めます。

自動車交通が国民活動のための絶対要件となつた今日におきましては、以上のような障害をやむを得ない自然現象として放置することはできないのでありまして、積極的にこれを排除して国民生活領域の拡大保全をはかることは当然の任務であると信ずるものであります。

これがためには、積雪寒冷地域にあっては近代的な機械による除雪を励行し、防雪の施設を行い、さらにまた凍上による路面の破損に対しては、排水施設及び路盤改良を施行することによって、年間を通じて道路交通を確保することができるとあります。

このことは終戦後北海道その他において一部の重要道路について実施し、その顕著な効果をおさめるといふ事実を明らかにしております。しかしながらこれを完全に励行しかつ広範囲に実施するためには相当額の経費を必要とするのでありまして、経費の点から見ても、作業の内容から見ても、普通の道路維持とは全く趣きを異にいたします。従つて、これを地方公共団体に一任してその全きを期することはなほ困難でありますので、この際国において特別な立法措置を行い、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に必要とする主要道路について除雪、防雪、並びに凍害の防止に関する事業に要する経費に対し、国庫補助の道を開くことが必要であると存する次第であります。

以下この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、建設大臣は別に政令で定める基準に従ひ、積雪寒冷特別地域における道路交通確保が特に必要と認められる道路を指定し、これを公示することとしたしております。

第二に、建設大臣は昭和三十一年度以降毎五カ年を各一期として、除雪(除雪機械の整備を含む)、防雪及び凍雪害の防止に関する各事項を内容とした積雪寒冷特別地域道路交通確保五カ年計画(以下「道路交通確保五箇年計画」という)の案を作成して、閣議の決定を求めることにいたしました。

第三に、道路交通確保五カ年計画に基いて実施する事業に要する費用については、道路法(第八十八条を除く)及び道路の修繕に関する法律の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その三分の二以内を道路管理者に対し補助するものとしたいたしました。

第四に、この法律で規定するものの以外の事項につきましては一部読みかえを行い、道路法の規定の適用があるものとしたいたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○委員長(赤木正雄君) 本案の質疑は次回に譲りたいと存じます。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(赤木正雄君) 異議ないと認めます。

○委員長(赤木正雄君) 次に、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案は先日提案理由の説明を聴取しただけでございます。本日は、まず本

案の内容の詳細の説明を政府委員からお聞きいたします。

○政府委員(錦田隆男君) 今回提案になりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の点につきまして、逐条説明を申し上げます。

まず第二条につきましては、耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅の定義を加えることにいたしました。簡易耐火構造の住宅の定義は、従来のものにさらに、主要構造部を不燃材料等の燃えがたい建築材料で作られた住宅をも含むように改めたのでございます。

第十二条の二及び第十二条の三の規定は、今後の業務の運営の公正を期するために、役員が欠格事項及び兼職禁止を規定したものでございます。

第十六条の規定は、現行法におきましては、公庫の役員及び職員が国家公務員といたしまして、一般職の職員としての給与を受けることになっておるのでございますが、これら役員を国家公務員でないものとしたしまして、刑法等の罰則の適用についての公務に従事する職員とみなすこととしたのでございます。

十六條の二の規定は、公庫が退職手当の支給の基準を定めまたはこれを變更しようとしたときは、主務大臣の承認を受けることにいたしましたのであります。

第二十條の第一項の規定以下の改正は、以上の改正に伴ひまして、関係条文の整備を行なつたものでござい

ます。次に、附則につきまして御説明を申し上げます。

附則の第一項は、この法律の施行のために公庫は相当の準備期間を必要と

いたしますので、施行期日を六月の一日といたしてございます。

附則の第二項は、現在の公庫の役員及び職員のうち恩給法の規定の準用を受けていた者で、この法律の施行後も引き続き公庫の役員及び職員として在職いたします者に対して、従前通り恩給法の規定を準用することとしたしております。

附則の第三及び第四項は、附則第二項の規定を実施するための手続の規定でございます。

附則の第五項は、現在公庫の役員及び職員である者が、この法律の施行後も引き続き公庫に在職し、さらに引き続き公庫に在職した期間を国家公務員としての在職期間に算入して退職手当を支給するものとしたしております。

附則の第六項は、公庫の役員及び職員の変更に際しまして、国家公務員としての退職手当を支給しないものとしたしてございますが、今回自然にこの法律によりまして国家公務員から公庫の職員になった場合に、その国家公務員としての退職手当を支給しないで引き続きいく、こういうことを規定してございます。

附則の第七項は、この法律の施行後公庫がその役員及び職員に退職手当を支給する場合には、改正前の国家公務員としての在職期間を改正後の公庫の在職期間に算入することとしたしております。

附則の第八項から第十一項までは、共済組合、旅費、災害補償、及び秘密の保持というものにつきまして、今度国家公務員から国家公務員でないもの

に任務を変更するに際しましての経過の措置を規定いたしましたものでございます。

附則の第十二項から第十七項までは、住宅金融公庫法の改正に伴ひまして、関係法律、他の法律の改正を行うこととしたしております。

以上本案の概略を御説明申し上げます。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(赤木正雄君) 本案に御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○田中一君 この第二条の六ですが、これは率直に結論だけ言うと、私どもがいつも主張している外壁だけ耐火構造ならば貸せるということなので、すね。という意味に解釈していいのですか。

○政府委員(錦田隆男君) これは住宅金融公庫が貸し付けますうちのカテゴリ、範疇というものを三つに分けて、耐火構造と、これは基準法にいます耐火構造と、それから耐火構造に準ずる簡易耐火構造と、その他の木造その他のものと、この三段階に分けて、実は住宅金融公庫は金の貸付基準なり貸付年限、貸付の償還の年限その他をきめております。

そこでその簡易耐火構造というものの定義が、外壁のみ耐火構造にいたしまして、屋根は木造その他かわらぶき、そういうような構造、つまり外がれんが作りで上が木造の屋根がかつていて、床も木造であるというふうな構造のみを、簡易耐火構造と公庫法では称しておつたのでござい

ますが、最近全体が不燃性の材料で作られるような新

構造法がいろいろ出て参りましたので、そういう構造法も、外壁のみ耐火構造で屋根が木造とかそういうものと、同程度の耐火性を有するものと、こう考えられますので、簡易耐火構造のワ

クの中にそういうものを入れた、こういうことではござい

ます。で、例はどういうものかということではござい

ますが、たとえば最近いろいろ出てきております各種の不燃材料、いろいろ商品名をあげるの

はどうかと思ひますが、ドリゾールとか、あるいは木毛セメント板とか、そういうものでもって鉄骨の骨を包んだり、

そういう全体が燃えにくくなった構造、そういうようなものを簡易耐火構造、耐火に準ずるものと、

そういう構造の中に入れて、いろいろ考えてござい

ます。○田中一君 それは当然のことなので、おそきに失したわけですよ。それであなたよく御存じの通りに、どうも耐火構造の中で畳を敷いたり欄間をつけたりなんかする

ものはかりでなくて、自分自身が耐火構造でなければならぬと思うのです。従つて、障子を張るよりもガラス戸の方が燃えにくいのです、事実において。それからまたそういう意味でもって、内部造作についてももう少し不燃、燃えないという点を入居者の入居者というか、自分で金を借りて家を作る者の自由意思を相当大幅に認めるといふことならいいけれども、今の行き方というのはそうじゃないのですよ。やはり一応の、前進しない住宅金融公庫の連中の、半分役人みたいな気持を持っている連中のかたいからの中でもって、ああせい、こうせいという気分が多分にあるのです。また燃えぐさがなくて、がらんどろになつていれば、もつといいかもしれないのです。そういうような措置をとるようなお氣持はなかつたのですか。

○政府委員(鎌田隆男君) 耐火構造の住宅の作り方につきましては、確かに御所論ごもつともなことだと存じます。耐火構造とせつかくいいまして、そういう構造物を作りましても、中に非常に燃えやすい木材をつけたり、あるいは畳を敷いたり、紙の建具を立てたりということとせつかく外からは燃えにくくなつておりましても、また燃えぐさをつけておる。この点はまことにごもつともなことだと思います。ただ、こういうふうなことになるましたのは、日本のやはり従来の、何といひますか、住宅というものの対する一般の国民の考え方といひますか、習慣といひますか、そういうものと最近できて参りました鉄筋コンクリートというよりなものと、デザイン上の、一つの設計上の、まだなまな点があるというよう

な感じを私どもは持っております。まだすつきりした、日本の気候風土、それから生活、風俗習慣、そういうものとびつたりしたものが、果してこういう鉄筋コンクリートの構造の住宅の設計として完成されたものがあるか、こう言われると、まことにわれわれ当事者としてはお恥かしいと思うのでございます。確かにまだなまで、ああいうものとびつたりした住宅というものの設計というものができていないよいうな気が私はいたします。

そこで今お話しのあるいろいろもの、つまり中へそいろいろものをつけたものでなければ許さないような取扱いを公庫がやっているというお話でございますが、そこまでまあ、いろいろ規定から何からいいますて、そり言っておるわけではないのでございますけれども、実際取扱い上そりいうよりなことになる点がないにしもあらずだと存じます。そこでそりいう基準といいますか、そりいろいろものの取扱いにつきましては、今後慎重に考えまして、そりいろいろものがつかなければいけないという取扱いをやっていますれば、ぜひひ改めなければいかぬ、こりいうふうに考える次第でございます。

○田中一君 側だけに金を貸すという措置をおとりになるつもりはないのですか、造作は抜きにして。これはむろんすつかり住めるような状態にならなければ、住宅金融公庫のやつは貸さないのですよ、住める状態にならなければ。それは畳をきれいにし、何をやれ、こりやれということになるのですね。そこで、これは結局金貸しなんですよ、住宅金融公庫というのは。それが金を借りて家を建てる者の住み方

の内容にまでタッチするのは、行き過ぎなんです。単なる金貸しにすぎないのですよ。住宅に対する金貸しなんです。そうすれば、おれが中は自由にする。どうも一々住宅金融公庫に指図されて、自分がこうしたい、ああしたいと思っても、それじゃ貸さぬということから、やむを得ず従っておるけれども、自分とすれば、表はもう言われた

う、中は自分の金でもって、逐次自分の収入によつて、側だけ借りれば毎月の月賦金が安いのですから、その余りのもので自分が逐次作つていこう、そのかわりそれは制肘は受けない、金庫の金貸しの制肘は受けないのだと、いうような措置は、当然しなければならぬことなんでしょう。またそうするこゝとによつて、鳩山内閣がいつも言つてゐる何十萬戸、何十萬戸というものが完成するのです。側だけ貸せば、やはりそれでも家なんですから、鳩山内閣が言う四十二万とか四十三万といふことは、容易に解決される。今までののはごまかしなんです。これは国民がよく知つてゐるところだ。

そこで僕が言うのは、側だけに金を

貸すという措置はとれないのですか。そうすればごまかしが多少なくなるとも思ひのです。あなた住宅公庫から金は借りぬだろうと思ひが、私はすいぶん保証人になつて見ておりますが、みんなああせい、こうせいと言つて、住めるようになります。よりにならなければ貸さないのです。だから、側だけでも貸すという構想を持つたならば、不燃構造というのをもつと発達するのです。そうして今の政府が言つてゐるところでまかし数字といひのは、少しでも前進するわけでは

す。こういう措置をとるのが、今の住宅公庫法の改正でもつてそれが一番大事なんです。これは鎌田君なんかは、私が言うまでもなく、痛感していることと思うが、その点はそういう前進をすることという、一挙三得、四得ぐらいで、鳩山さんの面子も立つようになると思いますが、そういう考えはありませんか。

○政府委員(鎌田隆男君) この側だけ先にやって、側だけ建てたいから、つまり側といいますが、その範囲がどこまでということは、これはなかなかむずかしい問題と思いますが、便所はどうするとか、水道はどうするとか、いろいろ問題はございますから、その範囲はいろいろあると思いますが、今お話しのように、全部完成といいますが、しなくても、ある程度住めるような形にすれば、その範囲について貸したらいじやないか、こういうお話でございしますが、これは確かにそういう点が必要だと思います。それでそういうところで貸してくれという方がありますれば、そういうふうに取り扱うように研究いたしてみたいと、こういうふうに思います。

○田中一君　鎌田君、うを言っちゃいけないよ。向うは、それじゃ承知しないのです。受付に行った最初に、側は貸ししませんよと言っているのです。そんなことを言っちゃいけません。一応申込の基準があつて、こりしろ、ああしろということで、貸してくれませうん。だから、そういうことは、法律でそうすればいい。法律でそうすれば、住宅公庫や住宅局長の意見を聞かなくても、法律ですらすらやっていけばいいのです。私はそういう意思がないか

と言っているのです。それで国民は安い負担で家が入手できるのです。入手というか、自分のものになるのです。そういうふうに扱うといっても、しやしませんよ。

○政府委員（鎌田隆男君） これは公庫できめております建設基準の問題と関連がございますので、建設基準で……。貸付基準に付随した建設基準がございます。その改正によってもできると思っております。そういう点で検討したいと思っております。

○田中一君　局長がいいと思うなら、ここでやりましょ、これはいいですよ。ところが、住宅金融公庫がいろいろなことを出してくるものですから、それで片方はこれにのつとつてやろうと思うから、みんな苦勞しているのです。そうして内部造作に金をかけて、そうして自分の生活と比べものにならぬぜいたくなものになければならぬ。家賃なんかも、二万何千円かの定収でなくちゃいかぬといって、それも制約している。同時に、表だけはどうしても、類焼もこわいし、自分が火を出してそれにまた延焼しても悪いということになり、自分だけは守ろうとい

りことになる、これは低収入でもそのワケだけができる。家だけではできない。それで金のかかるのは内部だから、それは三割でも四割でも、その部分だけは自分の収入の程度で少しでも順次建設していこう、これは常々僕が言っていることなんです、こういう方向に行けば、四十二万戸もそんなに金がかからないでできる、四十三万戸も。これで生活様式というものは、十万の定収のある人と、二万の人とは、おのずから違うのです。それからこ

それが十萬だろが、三萬だろが、五萬だろが、同じような形でもって押しつけるところに間違いがあるのです。こういう点は今ここで改正すれば、これはもう法律案を修正すれば、できるのです。あなた賛成なんだから……おそろくこの問題は、今焦眉の問題です。口でこそ耐火建築とか不燃建築とかいつたって、国民生活と——国民生活というのは国民収入です、こういうものとマツチしたもので、なおかつ耐火構造、不燃都市というものの建造ができるのです。可能なんです。こういう点は、今まで気がついたら気がつかぬかも知れぬけれども、参議院の良識は必ずその方向に向うとするならば、修正したってかまわぬと思うのだから……

○政府委員(鎌田隆男) ただいまのお話は、法律の改正をいたしませんでも、その建設基準の問題、こゝまでしなれば貸さないというようなことを書いてありますれば、そういうことを削る問題と、それから貸付の単価は、これはまあ坪当たり最高を定めておきますから、そこまで行かなくとも貸せる、こういうような見解でございます。そこでそういうふうな取扱いを今後検討していきたいと存じております。こういうふうな考えております。

○田中一君 それじゃ、その建設基準ですか、貸付基準ですか、そういうもののどこをどう直せば直るといふことを、ちょっと示して下さい。

○政府委員(鎌田隆男) 住宅金融公庫融資住宅建設基準というのを公庫の規定で定めておりますが、今の問題にちよつと触れてきますのは、この住宅には便所がなければならぬ、あるいは

は台所がついていなければならぬといふようなこと、それから部屋は二室以上でなければならぬ、そういうような点がまあ多少触れるかと思うのですが、これはしかし内部造作をどこまでやるかという問題、ほんの骨組みだけというような場合にはそういうことが触れますけれども、その便所の間いとはどうするのか、それから台所の間いとはあるのかどうか、そういうような問題、そういうようなものとの関連におきまして、今の規定が多少工合が悪ければ改正しなければならぬ、こういうふうな考えております。

○田中一君 結局これは住宅融資なんですから、側だけ作って倉庫に使つても困るのですけれども、住宅であるといふことが認定されれば、便所を装へ持つていこうと、台所を装へ持つていって差しつけて作ろうが、住宅金融公庫がどうこう言うべき問題じゃない、金貸しなんですから、前回から言つてお通り。住宅の部分のどこに貸したつていいんです。現にふろを作つたつて貸せるような措置をとつていらないですか。三十年度なんか、増築の金を貸さうつたつて借りる者がなから、しょうがないから、ふろを作るといへば一生懸命貸しておるのだが、住宅金融公庫は四十二万戸の数字に合わせるために、苦勞をしておる。あなたがよく知つておるはずだ。ほんたうの意味の耐火住宅というものを、隣家の火も防ぎ、延焼も防ぐといふようなものを作る方が望ましい。眞の住宅政策というものは、便所がどう、台所がどうというのじゃないのです。その構造物が住居に使へるといふ

ことならば、貸していいんです。今何つたような建設基準では、命令で、まるで、便所を装へ作ろうが何しようが、金を借りる者の自由意思です。そういうところに大きな間違いがあるのです。たとえば二室以上でなければならぬといったところが、一部屋だつていいんです。一部屋をカーチンで仕切つたつて、かまわぬのです。それは現在ある住居する者の、家を持つ者の収入によつて考えられることなんです。生活なんです。家庭なんです。家庭にまでタツチする必要はないのです。住宅金融公庫は、家に貸すのです。

そうして四万何千円も借りる必要はない。その場合なら、二万五千円なら二万五千円で済む。二万五千円のもの、かりに五十年にすれば、月々の月賦金というものは安くなる。従つて、二万何千円なんていう、まあまあ標準とはいひながら、もう安い、低収入の者でも、住宅金融公庫の金が借りられるという措置ができるのです。たとへば今不燃構造という面からいふならば、こういう措置をとらなければならぬというの意味の住宅政策の徹底にないのです。三十年度にはふろを作つても金を貸す。そんなべらぼうな住宅政策はないのです。これはもし住宅局長が言えなければ、堀川さん、あなたがちゃんと答弁して下さい。三十一年度はそのような措置をしますといふことを言明なさい。何も二万何千円、三万円といふものでなければ金を貸さぬなんてことは、ありやうがないのです。

○政府委員(堀川義平君) 特に御指名にあずかりましたので、御答弁しますが、私も田中委員の言われることはご

もつともだと思ひます。間が二つなければならぬといふことは、途中でカーテンでやつてもいいと思ひます。しかしそれは法律でなしに、何か簡単に借りられるように、簡単に何かの基準法が規定かを作る方法を考えたらどうでしょう。私はそれはいいことだ。御承知のように、便所やふろを作るのに金を貸すくらいなら、片方の、住宅を安く仕上げて、そうして安い給料の人が一戸建てられるといふことは、非常にいいことだと思ひます。

○田中一君 局長に聞きますが、最後にその結論を聞くのです。私が今申し上げることは、少くとも四十二万戸といふものを打ち出している場山内閣の救いの手なんです。いま少し具体的に言つと、二万何千円の定収入がなくては貸さないなんてこともおやめなさといふことです。その収入の範囲でもつて家を持つる者には、耐火構造であるならば、側だけはお貸ししましたといふことで、まず建てることなんです。内部造作については、絵かきがアトリエの一角にソファを置いて、そこで寝てもいいのです。何も二室以上持たなければならぬ理由はないのです。台所も便所も、便所はくさいから、水洗便所がなければ困るというので、水。本人がするでしようけれども、場合によつたら、ふろ場と便所は一緒にするの、日本以外の国々もよく常識です。それを便所を開え。ふろ場に置いてはいけぬといふことは、ありやうがない。そういうようなことは住宅金融公庫、金貸しが指図すべきものではない。それは立法の精神を間違つて運用しているからです。住宅困窮者に対して住宅の資金を貸してやろうとい

うことが趣旨なんです。こうせえ、あせえといふ、金貸しがなまじきなことを言う必要はないのです。そうして二万何千円ももらなければ金を貸してやらないなんてことは、ありやうがないのです。今言う建設基準その他の貸付基準というものを、私の申し上げたような方向に三十一年度から改正をして、貸すという覚悟がございませうか。

○政府委員(鎌田隆男) これは、この住宅金融公庫の中に建築基準が定められておりますが、その建築基準の問題でございませうので、公庫が定めておりますこの検討を至急やりたい、こういうふうな考えております。

○田中一君 検討してやりたいといつても、今あなたよりも住宅困窮者の方が望んでいるのです。国民が望んでいるのです。堀川政務次官もそう思うと言つておるでしよう。あなた自身もそう思つておるでしよう。研究して三十一年度からそのような実施方向に向いますといふことですか。

○政府委員(鎌田隆男) 検討いたしましたといふことは言葉が足りませんが、したけれども、検討の上そういう方向に向うようにいたしたいと、そういうふうな考えております。

○石井桂君 田中さんの今の御質疑の大部分に賛成なんです、しかし金貸しがどうこういふのはなまじきだ、こゝろおつちやつておるのですが、住宅金融公庫法の目的は、貸付の目的としたしては、やはり「国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設」である。そこに衛生的でないようなものを作つたりなにかすることがあり得るかもしれぬ。そういうのは、最小限度ある基準を手えようといふので、

貸付についてもいろいろな基準が私はあるのだと思います。その貸付の基準をなるべく簡単にして、国民の要望にも沿い、かつ健康で衛生的な住宅が作れるという目的を達する上に、最小限度の貸付の基準を設ける、こういう御趣旨であれば、これはもうそれでいいだろうと思ふのです。賛成だと思ふのです。

ただ、その基準が、どこが一体最小の要求を達するに満足すべき基準なのか、その判定の仕方、田中先生のいうこの程度、おれはコンクリート打ちっぱなし、便所はここへ設けて、便つばはあとで住む人が入れればいいのだ、こういうような便所についてはそういう考え、あるいはパイピングをして放流下水道までもつていけという、いろいろな基準のとり方、そのきめ方がやはり議論の分れ目になると思ふ。だから、田中先生の御質問に対して住宅局長の御答弁がありました、それでいいのですが、実際は、問題の分れ目は、質問された田中先生はこの程度でもつていいのだというのと、それからあなたの方ではこの程度は必要だというのとの問題は、具体的にその場合にぶつかなければ、議論としては片づくのだけれども、私は具体的にぶつかなければきまらぬ、こう思ふのですが、その点はどうか考えになりますか。

つまりもう一べん言いますと、田中先生はコンクリートのスケルトンとか、側の壁だけをこしらえて、あとはそれを切つて貸せばいいのだ……。

○田中一君 そりゃないよ。

○石井桂君 じゃ、もう一べん……。

○政府委員(鎌田隆男君) 私は、この前の公庫できめてあります基準が、田中先生のおっしゃったような意味合いのことを強く考えながらきていていなかった、こういうふうな考えののです。でありますから、そういう今のお話の御所論のごもつともな点を織り込んで、検討いたしてみたい、こういうふうなつもりなんです。

○田中一君 これは速記録に載りますからあえて言うのですが、僕の気持ちをそんなに石井君が助勢を送つてくれたと思うのですが、非常にリアルに考えているのです。というところは、まず自分の家というものを維持管理できるといふ条件というものが、何もう何千円以上のものでなければならぬ、ということはないと思ふ。第一の問題は、それには自分は四万何千円借りるから、負担がでなくなつてくる。従つて、その負担し得る範囲の壁、床、屋根があるものを借りて、あとは自分が逐次勤務の所産であるところの所得によつて築増していけるじゃないかというところを言っている。これこそほんとうに低収入者に対する家の供給になるのじゃないか。それから今の石井君が言つたような、水洗便所の問題とか、いろいろな問題につきましては、そこに大下水が来ているものならば、だれも便つてやりやしません。必ず、放流式にした方が安くいくなら、やる。これもすなわち自分の収入というのに見合つてやつていくというところなんです。あるいは来年は一つ、そばに放流式のやつがあるから、あれは三万円でできるのだ。よし、三万円で本年六万計画でもつて、月五千円ずつ貯金しようというこ

とも考えられる。なぜかという、借金をしている金という元金が少いか、払う金利、月賦金も少くなるということ。そういう形の方向に向わなければ、低収入者の住宅金融公庫の利用なんというところは不可能なんです。

同時にまた、今石井君が言つたように、健康にして文化的な住宅環境というところを言うけれども、これは精神規定であり、かつ何でもそれがあるのだから、そんなことをやつてもしょうがない。憲法第九条というものをじゅうりんとするような場山内閣なんです。それから、そんな精神規定くらいではへとも思ひません。そんなことは例外として、清潔な暮らしやすい家を作ることが、これは低収入者、高収入者も、考え方が同じことなんです。従つて、その方向に向わなければ、場山内閣が言っている四十二万戸の住宅数なんというものは不可能である。ことに三十一年度における四十三万戸なんというものは……。また再びごまかしを重ねちゃならないのです。それには私が言つたような提案というものは、住宅金融公庫の資金の貸付の運用によつて可能ではないかというところを申し上げていよう。何と今政府に援手を送つていようんじやないのです。それは一戸でも二戸でも、低収入者の住宅ができることが望ましいから、言っているんです。そうしてほんとうの住宅金融公庫の運用というものが、庶民にだけ込むだけの、低収入者にとけ込むだけのものではなければならぬというのです。こういう観念から申し上げているんですから、今の住宅局長からの御答

弁で満足します。従つて、それを実施する方向に向つていただきたいと思ふのです。

○石井桂君 この今の簡易耐火構造を、二条に六号を入れるというもので、それが建築関係法規をずっと今調べてみたら、建築基準法には、耐火構造と防火構造という定義があつて、簡易耐火構造という定義がないわけ。それから公営住宅法の施行令には、簡易耐火構造と特殊耐火構造と耐火構造、こういう三つの定義がある。それから住宅金融公庫法で、この法律には、耐火構造という定義があつて、定義がないが防火構造と簡易耐火構造と、耐火構造の用語が用いられてある。それから産業労働者住宅資金融通法を見ると、耐火構造、簡易耐火構造という用語が出てくるんです。北海道防衛住宅建設等促進法を見ると、耐火構造、簡易耐火構造、防火構造という用語がある。それから日本住宅公団法施行規則を見ると、簡易耐火構造と耐火構造の定義がある。そして耐火建築促進法というのを見ると、耐火建築と耐火構造と耐火構造の定義がある。そこで、これをみんな見ますと、住宅金融公庫法と建築法に簡易耐火構造という定義がないのです。しかし金融公庫法では、簡易耐火構造という定義がないが、用語はそれを用いていっている。だから、まあこういう簡易耐火構造の住宅というところをここで定義することは必要なんです。これをさつた同じものが日本住宅公団法施行規則の第二条の第三号に書いてあるのです。今度新しく入るものとすべく、同じものが日本住宅公団法施行規則の第二条の第三号にあるのです。

まったく同じものが……。だから、これはいいのですが、新しく入れようとする法文と、公団法の方にある規則とはてにおはがちょっと違つていいます。こういうものはやはり、法律とちよいと違えないで、同じように作られたらどうかと思ふのですが、参考のために読むと、日本住宅公団法施行規則の方は、しまいの方の「主要構造部」に不燃材料その他の不燃性の建築材料を用いたもの、今度のは「主要構造部」を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つたもの、この立案者の趣味によつて、同じことをいうのに定義がちよいちよいと異なるのは、まことに研究が足りないように思ふのだが、その辺を……。

もう一つは、ついでに一息で言つちやいますと、基準法や何かにも、そういう簡易耐火構造等の定義が要るのじゃないかと思ふのです。要るから要らないかという問題、関連しているから……。

○政府委員(鎌田隆男君) 簡易耐火構造の定義を、今度住宅金融公庫法が変更したのは、今お話しのように、住宅三法のうちではほかのものは、その簡易耐火構造の定義はこういふふうになつていっているのでございます。それをこの法律の方だけどういふふうになつておりませんしたので、それを合せるという意味もあらうございまして、こちらの方は法律、向うは政令または省令であります。そこで今度この法文を入れます際に、公団法等とも合せる原案でありましたけれども、法制局の意見によりまして、この方が正しいというので、こつちをこうい

ふうにきめましたので、今後向うをむしるこれに合せて変えるようにした方が法律の文章としてはいいのだ、こういうような法制局の見解で実は出したのであります。

それからもう一つの基準法の問題でございますが、基準法は、実はこの住宅三法の方は、こういう構造の住宅というところで実は定義をいたしておるのでございますが、基準法はいろいろな建築物が出て参りますので、こういう構造の建築といふものを規定は実はしてございませんで、どういふ構造という、部分的な構造といふものを規定してゐるのみであります。簡易耐火構造といふことがちよつとあり得ない。むしろそういう言葉でしたら、耐火構造といふか不燃構造といふ方が、今、不燃構造とむしろ基準法が定めておると思いますが、この家全体の耐火性能といふような意味を表わします言葉でありますから、私もそれはその基準法の方に簡易耐火構造と入つてくるのがいいかどうかといふことは、ちよつと疑問ではないかといふ気がいたすのでございます。この住宅の方、一つの建築物の、完成された一つの家としての考え方として、その耐火性能がどの程度にあるかという意味合いを持つたものとして、簡易耐火構造の住宅、こういうふうに表現したわけでありませう。

○石井桂君 ただいまのお答えで大体了承いたしました、まあ基準法が建

築物全体を取り上げて耐火構造とか防火構造とかいつてゐるのではない。部分的に主要構造部が、屋根の耐火構造とはこういう構造だ、部分的に耐火構造とはこういう構造だ、その他の法令では言つてゐる。その他の法令では家全体を、住宅をとらえて、これが耐火構造、簡易耐火構造、防火構造、あるいはその他の構造といふふうに分けてゐるのだ、そういうことはよく承知の上で質問してゐるわけなんです。

ただ、基準法以外の、建築物全体として構造を三段階、四段階に分けて定義することが、法規に接する民衆からいふと非常にわかりにくいわけですね。ところが、基準法のようなやり方だと、部分的な、技術者とかそういう者にしかわからぬように私は思へたものだから、やはり全体的に構造を簡易耐火構造とか、わかりやすい段階で作つた方がいいのではないか、こういう気持を持ったものでないか、その部分的に基準法に規定されてゐるということも百も承知で、ただそういうふうに法律が七つも八つもあつて、いろいろな構造の定義ができたならば、これを就む民衆としては非常に思想が混乱するので、そういう必要があるかどうかといふことを聞いてみたのです。

○政府委員(鎌田隆男君) 基準法の方で今いろいろ部分の構造、あるいはいろいろな場合の構造といふ規定をしてあるが、家全体として、建物全体としての耐火構造、あるいは準耐火構造、あるいはその他の構造、こういうふうに分け方に改正をする意思があるか、あるいはそういうふうにくいかどうか、こういう御質問のように伺うのか、ございますが、この点につきましては

確かに一つの研究問題であらうかと存じております。そこで建築基準法でいう建築物の耐火に対するいろいろな規定、こういうものをもう少し合理的に定めますか、近代の技術の進展に必ずやうな改正をしたらどうかといふ声がかかなり一般にもございませう。建築学会におきましてもこの問題はだいたい検討をせられて、この耐火の性能の分類でかなりこまかい分類をしまして、それに応ずる各地域別の立て方といふようなことを規定した案が、学会案として一応できてゐるやうにも聞いております。ただし、それは非常に学問的にはおもしろい案かもしれないけれども、そういう一つの建築物の耐火性能を五段階に分けて、各地域別にどういふ構造でなければならぬといふことを規定することが、果して行政上可能であるか、あるいは適当であるかといふことにつきましても、私も若干まだ疑問を持っております。といひますのは、今でさえもなかなかむずかしいところへ、その耐火の度合いに応じて五段階にも分けるというところは、なかなかこれはあと国民にわかつていただくのも大へなことだらうと思ひます。そこで今そういう検討はいたしたいと思つておりますが、そういう案も成り立たず、もう少し大ざっぱにそれでは三段階ぐらいではどうかといふようなことも出てくるかと思ひますが、そういう点については今後いろいろ検討してみたい、こういうふうに考えております。

○田中一君 第十二条の三なんといふのは、今までそういうものはなかったが、

○政府委員(鎌田隆男君) 今まではございませぬ、国家公務員でございませうから。

○田中一君 この第十六条ですね、これとおしまひの方の整備の規定ですね、国家公務員の身分をなくすという規定、これはほかの法律も、こういう公団でも何でも、全部こうなつてしまふか。身分は何ですけれども、刑法上の責任はあるといふことですか。

○政府委員(鎌田隆男君) ほかに方でも全部こうなつております。

○田中一君 あとは大体国家公務員の身分を取るための必要な手続措置ですね、主として。

○政府委員(鎌田隆男君) さうでございます。

○田中一君 附則の十七、住宅公団法をこゝ改めるといふことはどういふことか、簡単に説明して下さい。

○政府委員(鎌田隆男君) 住宅金融公庫から住宅公団に行つた場合のその身分といひますか、恩給の継続とかさういふようなことが今まで住宅金融公庫法にありましたが、今後は住宅金融公庫の職員が国家公務員でなくなりまして、恩給の継続、さういふ必要がなくなつたわけでありませう。さういふようなわけでありませう。

○田中一君 この国家公務員の性格を取つたといふことは、これは住宅金融公庫の方の内部の意見といふものはどうなつておりますか。

○政府委員(鎌田隆男君) この身分を取るという点につきましては、主としてこれは住宅金融公庫側の意見、これはもちろん管理側の方の意見でもありませうし、また職員の見解でもあり

ますが、その両方がこれを希望しておられますこと、それから各種の住宅金融公庫、あるいは公社、公団を通じて、国家公務員で現在にございませう。この住宅金融公庫が実はただ一つ残つてゐるわけでありませう。さういふような関係もありまして、また給与上のアンバランスといひますか、さういふような問題もございまして、公庫の職員もみなこれを望んでゐるわけでございます。

○田中一君 これがなくなつたために、給与といふものは上昇するのですか、そのままでいいか。あるいは現在あるところの、鳩山内閣ができてからで、きた他の五つ六つの公団から見て、給与は、あらゆる給与ですね、どちらがよかつたのです。

○政府委員(鎌田隆男君) 住宅金融公庫は国家公務員の賃金ベースで定められておりますので、そのほかの各種の金融公庫よりはかなり現在下にございませう。そこでこれがはげむることによりまして、他の公庫並みまで行くかどうかはわかりませんが、大体その近いところに給与は上昇するものと、さういふふうに考えております。

○田中一君 十六の北海道防衛のこれも、同じような定義の変更ですね。

○政府委員(鎌田隆男君) 簡易耐火構造の変更に伴います変更でございませう。

○田中一君 私は大体もうわかりましたから、この辺で……。

○委員長(赤木正雄君) ほかに御質疑ございませうか。

速記とめて。
午前十一時五十五分速記中止

午後零時十七分速記開始

○委員長(赤木正雄君) 質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) お諮りいたします。これから討論に入るのではありませんが、御承知の通り、大臣はまだ見えません。けれども、この委員会ではいつも大臣が討論採決に来ておりました。私はこの際特にこの委員会として、今後の討論採決に大臣の出席を強く要求する、かようにいたしまして、きょうは大臣が見えていませんけれども、政務次官の前で討論、採決したいと思っております。いかがでございますよう。

○田中一君 多数でやるならおやりなさい。しかし今まで何べんも言っておる通り、この住宅金融公庫法の一部改正法案は、そのような緊急性のものじゃないのです。しかしながら、少くともわれわれは野党の立場といたしまして、協力をして、いい法律は一日も早く上げようというつもりで、努力をしておるのです。従って、大臣の行方がわからなければ、明後日あたりにしても一向差しつかえないのです。少くとも今までは野党とも円満にやっているこの採決の方法をこわして、強行するという理由は一つもないのです。もしほんとうにおやりなさるなら、おやりなさい。一向差しつかえございません。

○委員長(赤木正雄君) 先ほどにも申した通りに、採決に大臣のいないということは非常に遺憾に思います。しかし各委員もなかなか出席がそう十分にありません。幸い今日は定員見えてお

ります。そういう観点から、特例中の特例として、今後は十分大臣に警告する、こういう意味で、私は討論採決をされたらどうか、かように語ったわけ

○田中一君 われわれは社会党から二名出ております。二名出てしまえば、やはり採決はできないわけです。従って、われわれがおつてもおらぬでも、少くとも与党の諸君は自分の議員を呼んでいらつしやい。われわれは退席します。あとになって自由に一つ採決すればけっこうです。

○委員長(赤木正雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(赤木正雄君) 速記をつけ

て。本日は、これをもって散会いたします。

午後零時二十三分散会

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二日)

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案(衆)

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、積雪寒冷の度が特に甚だしい地域における道路の交通を確保するため、当該地域内の道路につき、除雪、防雪及び凍雪害の防止について特別の措置を定め、もつてこれらの地域における産業の振興と民生の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。

2 この法律で「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

(路線の指定)

第三条 建設大臣は、第一条の目的を達成するため、同条に規定する地域内において道路の交通の確保が特に必要であると認められる道路を指定しなければならない。

2 前項の指定は、積雪又は寒冷の度、道路の重要性その他の事情を勘案して政令で定める基準に従つて行うものとする。

3 建設大臣は、第一項の指定をした場合には、当該道路の路線名及び区間を官報で公示しなければならない。

(積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画)

第四条 建設大臣は、昭和三十一年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の前条の規定により指定された道路に関する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画(以下「道路交通確保五箇年計画」という。)の案を作成して、閣

議の決定を求めなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道路交通確保五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、道路交通確保五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

第五条 道路交通確保五箇年計画は、次の各号に掲げる事項につき定めなければならない。

一 除雪(除雪機械の整備を含む。以下第六条において同じ。)に関する事項

二 防雪に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

(費用の補助)

第六条 国は、道路管理者が道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業に要する費用について、道路法(第八十八条を除く。)及び道路法の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その三分の二以内を道路管理者(一級国道及び二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県)に対して補助するものとする。

(道路法の適用)

第七条 道路管理者が道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業については、この法律に定めるものを除くほか、道路法の規定

の適用があるものとする。この場合において、当該除雪又は防雪に係る事業に關しては、道路法第六十一条第一項中「道路に關する工事」とあるのは「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に關する特別措置法(昭和三十一年法律第 号)第四条第一項に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づいて実施される除雪又は防雪に係る事業」と、「当該工事」とあるのは「当該除雪又は防雪に係る事業」と読み替へて、同条の規定及び同条に係る道路法のその他の規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六條の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、埼玉県秩父市、長野県上村間道路開さくに関する請願(第七一八号)

一、北海道頓別川治水工事に関する請願(第七一九号)

一、北海道十勝川治水工事促進に関する請願(第七三〇号)

一、北海道浜頓別町内町村道改良工事施行に関する請願(第七三二一號)

一、北海道道落部、厚沢部町村間道路開さく工事促進に関する請願(第七三三二號)

一、北海道鹿花村港町、苫前町三溪間産業道路新設に関する請願(第七三三三號)

一、北海道道八雲熊石線改良工事施行に関する請願(第七三四號)

一、一級国道札幌室蘭線の一部変更に関する請願(第七三五号)

一、北海道利別川利別橋の永久橋架替に関する請願(第七三六号)

一、北海道池田町の治山治水工事促進等に関する請願(第七三七号)

一、北海道熊石村冷水橋外二橋の永久橋架替に関する請願(第七三八号)

一、北海道準用河川見日川外二河川護岸工事施行に関する請願(第七三九号)

一、一級国道旭川稚内線中士別市内市街地舗装工事施行等に関する請願(第七四〇号)

一、北海道天塩川上流総合開発に関する請願(第七四二号)

一、北海道利別川浜頓別橋外三橋の永久橋架替に関する請願(第七四三号)

一、北海道道落部、野田追河川改修工事施行に関する請願(第七七六号)

一、北海道道帯広音更池田線等の一級国道昇格に関する請願(第七七七号)

一、宅地の国家管理に関する請願(第八〇二号)

一、国道二十九号線改良工事促進に関する請願(第八〇七号)

一、兵庫県地方重要道路県道竜野佐用線中一部改良工事施行に関する請願(第八三二号)

一、愛知県渥美半島太平洋岸護岸に関する請願(第八三三二号)

第七一八号 昭和三十一年二月二十七日受理

増玉県秩父市、長野県上村間道路開

さくに関する請願

請願者 長野県南佐久郡南牧村

平沢 高見沢八三外百

八名

紹介議員 木内 四郎君

増玉県秩父市から長野県上村字梓山に至る道路が開通すれば、甲武信、国

師、金峯山、八ツ岳等への観光旅行に

便利であるばかりでなく、米穀、木材

等諸物資の搬出にも非常に好都合とな

るから、梓山側に約三里半の道路を開

設し、すみやかに秩父、梓山間道路全

線の開通を実現せられたいとの請願。

第七二九号 昭和三十一年二月二十

八日受理

北海道利別川治水工事に関する請願

請願者 北海道枝幸郡浜頓別町

紹介議員 長 寺林五郎吉外一名

木下 源吾君

利別川の出水による昨年の被害は、冠

水区域実に三千五百五十町歩に及ぶじ

んなものであり、本河川の治水工事は

早急を要するものであるから、切替

工事、護岸工事及び水門構築等を昭和

三十一年度完成せられたいとの請願。

第七三〇号 昭和三十一年二月二十

八日受理

北海道十勝川治水工事促進に関する請願

請願者 北海道中川郡池田町

紹介議員 長 新津秀外一名

木下 源吾君

十勝川治水工事は、昭和二十四年から

残工程である池田町下流地点の工事を

施行し、多大の効果を挙げているが、

一部にはまだ原始河川の状態にある地

点があるから、(一)根室本線の鉄橋上

流の曲地点を直線の新水路に切り替

えると共に、左岸の護岸工事を実施す

ること、(二)十勝川支流利別川の根室

本線鉄橋上流の曲地点を直線に切り

替えると共に、両岸の護岸工事を促進

すること、(三)利別川左岸の築堤を池

田町南九線の網走本線踏切まで延長

すること等の実現を図り、十勝川治水

工事の完ぺきを期せられたいとの請願。

第七三一号 昭和三十一年二月二十

八日受理

北海道浜頓別町内町道改良工事施行

に関する請願

請願者 北海道枝幸郡浜頓別町

紹介議員 長 寺林五郎吉外一名

木下 源吾君

浜頓別町内の町道は、昨年七月十日

以降の連続的な降雨と六回にわたる大

水害によりほとんど破壊され、車馬は

もろ論のこと徒歩も容易でない状態に

あるから、浜頓別—仁達内、下頓

別—宇津内、下頓別—茂宇津内間

の道路が産業の基本道路であるにかん

がみ、これら道路総計四十一キロの改

修を土木救済事業として冬期間にすみ

やかに施行せられたいとの請願。

第七三二号 昭和三十一年二月二十

八日受理

北海道落部、厚沢部町間道路開さく

の全面的改良を施行せられたいとの請願。

第七三五号 昭和三十一年二月二十

八日受理

一級国道札幌室蘭線の一部変更に関する請願

請願者 北海道中川郡池田町

紹介議員 長 新津秀外一名

木下 源吾君

札幌、帯広、幕別を経て釧路、根室地

方に至る一級国道札幌、根室線が認定

された大正八年頃の十勝地方は、未だ

開拓の途上にあつたが、その後開拓の

進展に伴い、人口の分布並びに交通の

状況等が著しく変化し、池田町は、十

勝地方から北見網走地方並びに釧路根

室地方へ通ずる交通上の分岐点とな

り、また十勝地方有数の農耕地を有す

る農村都市として発展しているから、

国道の持つ経済効果を一層効果的にす

るために、一級国道札幌、根室線が池

田町を通過するより、一部路線を変更

せられたいとの請願。

第七三六号 昭和三十一年二月二十

八日受理

北海道利別川利別橋の永久橋架替に

する請願

請願者 北海道中川郡池田町

紹介議員 長 新津秀外一名

木下 源吾君

北海道中川郡池田町を貫流する利別川

に架設されている延長百六メートルの

利別橋は、十勝地方における主要な幹

線道路であるが、いまなお、木橋であ

るため、自動車数の増加に伴う交通量

の倍加並びに重車両等の通行に耐え得

ない現状にあるから、早急にこれを永

久橋に架け替えられたいとの請願。

第七三七号 昭和三十一年二月二十
八日受理
北海道池田町の治山治水工事促進等に
関する請願

請願者 北海道中川郡池田町
長 新津秀外一名

紹介議員 木下 源吾君

十勝地方は殆んど火山灰で覆われてい
る上、開拓途上において森林の第二義
的効用を無視し乱伐した結果、豪雨の
たびごとに、山間から河川に流出する
土砂の量ははなはしく、下流地帯の
河床は上昇し、特に中川郡池田町を貫
流するオシタツ川は道路面より約五
十センチメートルも河床が上昇してい
る実情で、わずかな増水にも、河水が
道路、水田、畑地等にはん蓋して耕地
等にじん大なる被害を与え、農業政策
上、地方振興上に重大なる支障をきた
しているから、すみやかに池田町の治
山治水工事を施行せられたいとの請
願。

第七三八号 昭和三十一年二月二十
八日受理

北海道熊石村冷水橋外二橋の永久橋架
替に関する請願

請願者 北海道熊石村
長 佐野兵榮外一名

紹介議員 木下 源吾君

北海道熊石村を通過している、二級国
道は、江差町から北檜山町に至る唯一
の陸上交通路で、バス、トラックの運
行は日に四十数往復に及び、その利用
度も極めて大きく、輸山管内の最も重
要な幹線であるが、当村内に架設され
ている、冷水、見日、関内の三橋は、
いずれも架設以来数十年に達する木造
橋であるため、その腐朽、破損がはな

はだしく、毎年融雪期には交通がと絶
するばかりか、現在応急補強を行ない
馬運行の重量、速度等を制限している
実情で、村民の生活上に堪り知れない
脅威を与えているから、すみやかにこ
れら三橋を永久橋に架替せられたい
との請願。

第七三九号 昭和三十一年二月二十
八日受理

北海道準用河川見日川外二河川護岸工
事施行に関する請願

請願者 北海道熊石村
長 佐野兵榮外一名

紹介議員 木下 源吾君

北海道熊石村を貫流する見日、相沼
内、冷水川の各準用河川は、毎年融雪
時及び雨季等の増水時には、河水がは
ん蓋し、住家並びに畑地に多大の被害
を与えている。特に昭和三十年七月の
豪雨には各河川の護岸は全部欠壊し、
危険度が増加しているため、このまま
放置するときは住民に与える影響が大
きいから、すみやかにこれら三河川の
護岸工事を施行し、川尻の切り替
え工事を施行せられたいとの請願。

第七四〇号 昭和三十一年二月二十
八日受理

一級国道旭川稚内線中士別市内市街地
舗装工事施行等に関する請願

請願者 北海道士別市長 三浦
満吉

紹介議員 木下 源吾君

近年旅客貨物自動車等交通機関の急激
な進歩発達に伴い、北海道士別市を中
心に近隣からの農林産物の搬送は、すべ
て自動車輸送を主とする現況で、当市
内市街地の従来のじやり道では損耗が
はだしく、その維持に憂慮しているか

ら、一級国道旭川稚内線中の当市内市
街地の舗装工事を施行せられたい。ま
た(一)観月橋の架替え、及び位置変
更、(二)天塩川の治水工事、(三)三級
国道網走留萌線中士別、苦前間道路の
完成促進、(四)士別、紋別間道路の開
さく等の実現を図られたいとの請願。

第七四二号 昭和三十一年二月二十
八日受理

北海道天塩川上流総合開発に関する請
願

請願者 北海道士別市長 三浦
満吉

紹介議員 木下 源吾君

北海道天塩川上流総合開発事業計画
は、流域地帯のかんがい用水を確保す
るため、本川上流朝日村岩尾内及びボ
ンテシオに二大貯水池を築造すると同
時に、発電所を設けて最大発電量四万
五千キロワットの電力を確保し、道北
地区の電力供給を図ると共に、毎年数
億円の災害を繰り返している本川の災
害防止とこの水調節を兼ねさせようと
するものであつて、その経済的効果も
ばく大であり、関係市町村民は一日も
早く事業化されることを熱望している
から、本計画の早期実現を期せられ
たいとの請願。

第七四三号 昭和三十一年二月二十
八日受理

北海道網走川浜頓別橋外三橋の永久橋
架替に関する請願

請願者 北海道枝幸郡浜頓別町
長 寺林五郎吉外一名

紹介議員 木下 源吾君

浜頓別から網走に通ずる網走川に架設
されている浜頓別橋及び網走橋は、い
ずれも木橋であつてその命数も二、三

年以内と観察され、国道重要路線とし
て最近とみに交通ひん繁となり、自動
車だけでも一日千台を上回る状態であ
る。又常盤橋、高砂橋も浜頓別、中頓
別間にあつて交通量において右二橋に
おとらず、国防上の観点から又産業発
展の意味からも重要な橋であるから、
非現木橋の命数内において、浜頓別橋
外三橋を永久橋に架替せられたいと
の請願。

第七七六号 昭和三十一年二月二十
九日受理

北海道落部、野田迫河川改修工事業
行に関する請願

請願者 北海道落部郡落部村
長 伊藤淳一

紹介議員 木下 源吾君

北海道落部村内を貫流する落部川及び
落部村と八雲町の村界を流れる野田迫
川は、近年上流森林資源の伐採開発に
よつて水源地の保水力がいじりしく
減退したため、降雨の都度急激な出水
となつて流域肥よの農地を欠壊流失
する等、その被害はまことにじん大で
あるから、両河川の恒久的改修工事を
施工せられたいとの請願。

第七七七号 昭和三十一年二月二十
九日受理

北海道道帯広音更池田線等の一級国道
昇格に関する請願

請願者 北海道中川郡池田町
長 新津秀外一名

紹介議員 木下 源吾君

北海道道帯広音更池田線及び幕別西足
寄線は、十勝地方から北見、網走地方
に通ずる唯一の主要幹線道路で、近年
自動車数の増加に加えて、奥地資源の
開発の進展等により北見、網走方面と

の交通はとくにひん繁となり、両道路
の価値は非常に重視されているから、
両道路を一級国道に昇格し路面の維持
改善に万全を期せられたいとの請願。

第八〇二号 昭和三十一年三月一日
受理

宅地の国家管理に関する請願

請願者 東京都豊島区雑司ヶ谷
二ノ四七八 井上正信
外二十二名

紹介議員 藤原 道子君

現在の深刻な住宅難を根本的に解決す
るため、住宅建設に第一に必要な宅地
を確保し、これを公共的管理下に置
き、計画的住宅建設を促進し、また地
主の不法な地代、権利金、強制立退を
根絶するために宅地国家管理を目的と
する法律が必要であるから、(一)民主
的な機構を持つ土地委員会を設けて必
要な査定を行い、宅地とくに有閑地を
公正な価格で買入れ、国または地方
自治体の管理下に置き、これを家屋使
用人(借家人)に貸し付け、また公営住
宅の建設に使用する、(二)宅地の個人
間における自由売買及び貸借は禁止す
る、(三)適用区域はさしあたり都市及
びその隣接地域とする等の内容を持つ
法律をすみやかに制定せられたいとの
請願。

第八〇七号 昭和三十一年三月二日
受理

国道二十九号線改良工事促進に関する
請願

請願者 兵庫縣栗原郡山崎町
長 村上彰治外六名

紹介議員 赤木 正雄君

国道二十九号線は、兵庫縣姫路市を起
点として同県栗原郡山崎町、奥谷村、

鳥取県八頭郡若桜町を経て鳥取市において国道九号線に合する重要幹線道路であつて、沿線の林産資源は無尽蔵といわれ、全線改良の時は産業開発に資するところ多大なものがあるから、昭和三十一年度から鳥取県側からも直轄工事を進められて全線の改良工事を促進せられたいとの請願。

第八三二号 昭和三十一年三月三日 受理

兵庫県地方重要道路県道龍野佐用線中一部改良工事施行に関する請願

請願者 兵庫者佐用郡三日月町 長 船曳俊雄外三名

紹介議員 赤木 正雄君

兵庫県の管理にかかる地方重要道路県道龍野佐用線改良工事は道路整備五箇年計画によつて昭和二十九年年度から起点から新宮町宇栗町地内まで工事が進められているが、栗野佐用町佐用まで十三・一キロは測量はできておりながらその計画にもれ、いつ改修されるか現在見通しのつかぬ状態におかれている。しかしながらこの路線は、鳥根、鳥取、岡山各県と阪神明姫の大商業都市を結ぶ唯一の重要路線であるにもかかわらず改良らしい改良を加えられなまま現在に及び幅員狭小と陸上輸送の激増のため交通事故の絶え間なくはなはだしく地方産業の発展を阻害しているから、これが改良を道路整備五箇年計画に含めその改修工事の早期実現方につき善処せられたいとの請願。

第八三三号 昭和三十一年三月三日 受理

愛知県渥美半島太平洋岸護岸に関する請願

請願者 愛知県渥美郡赤羽根村 長 重原重太

紹介議員 森 八三二君

愛知県渥美半島の南側四十キロの太平洋沿岸線は、年々崩壊し、特に赤羽根村はその中心部に位置し、道路、耕地はもろろ一部民家の立退きさへもしなければならぬ状態にあるから、従来の局部的崩壊防止処置に止まらず、国期的な護岸工事を施工せられたいとの請願。